

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：松本 俊 哉
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2009年9月25日
学位論文の題名：

国際ネットワーク寡占体制の構造と動態
—アメリカ主導の国際航空自由化の現段階—

審査委員：板木 雅彦（主査）

中川 涼司

塩見 英治（中央大学）

<論文内容の要旨>

松本俊哉氏の課程博士学位請求論文「国際ネットワーク寡占体制の構造と動態—アメリカ主導の国際航空自由化の現段階—」は、アメリカ主導によって形づくられてきた国際航空輸送産業における寡占競争体制の構造と動態をアメリカ大手航空輸送企業（メジャー）の成長過程の詳細な分析を通じて明らかにしたものである。本論文の特徴は、寡占競争体制の構造と動態を独自に定義する「国際ネットワーク寡占体制」という概念によって分析しているところにあり、この分析概念を緻密な論理構成によって展開することで、国際航空輸送産業の発展過程を単なる事実の叙述に終わらせることなく、その必然性や歴史的意義を提示したところに独自の研究成果がある。また、本論文は国家間関係の動態をも分析対象とする広い視野をもっており、アメリカ主導による現代世界経済の支配構造とその変容過程の解明を通してグローバルイゼーション研究の深化に寄与しようとする意欲的な意図をもつものであるといえる。

論文の構成および各章の概要は以下の通りである。

<構成>

序章 課題と分析概念

第1節 課題と分析視点

第2節 分析概念と構成

第1章 市場開放政策と国際寡占企業メジャーの

未確立

はじめに

第1節 自由化政策への転換

第2節 市場開放政策の目的と手段

第3節 市場開放政策の停滞

第2章 メジャーの国際寡占企業への成長

はじめに

第1節 国際寡占企業としての市場支配

第2節 ゲートウェイ・ハブ開発による路線ネットワークの統合

第3節 国際寡占企業への飛躍

第3章 国際寡占企業の競争と政府間関係

はじめに

第1節 アメリカ国際線市場におけるメジャーの競争優位

第2節 市場開放政策の限界

第3節 二国間枠組みの限界

第4章 国際ネットワーク寡占企業の論理とその展開

はじめに

第1節 二国間枠組みの克服手段としてのコードシェアリング

第2節 国際提携による路線ネットワークの拡大

第3節 国際ネットワーク寡占企業の展開

第5章 国際ネットワーク寡占体制の形成

はじめに

第1節 政府間関係に生じた変化

第2節 オープンスカイ政策の目的と手段

第3節 アメリカ政府による政策的総括

第6章 メジャーの競合とナショナル・インタレスト

はじめに

第1節 米英間市場の規制枠組み

第2節 メジャーの利害対立による自由化交渉の停滞

第3節 メジャーの利益とナショナル・インタレストの相克

第7章 グローバルアライアンスの寡占間競争

はじめに

第1節 グローバルアライアンスの「提携ネットワーク効果」

第2節 国際的な寡占化の進展

第3節 国際ネットワーク寡占体制の新局面

終章 結論と課題

第1節 本論文の意義

第2節 今後の課題

<各章の概要>

序章において本論文の課題と分析視点が示される。まず、現代のグローバリゼーションがアメリカ主導によって進められてきた世界経済の再編過程であるとの基本認識に立って、いかにしてアメリカ主導のグローバリゼーションが国際的に受容されてきたのか、またその過程で現代資本主義国家の役割や対外的経済関係がいかに変容したのかという問題を提起している。国家に対する企業の超越に注目する結果、国家や政策の分析を軽視する先行研究の傾向に対して、国家規制の変質が資本の国際性の発揮に果たす役割を具体的に分析することが必要であるとして、メジャーの国際性の発揮として遂行される国際寡占競争がアメリカ政府の主導する政府間関係の変化を通じていかなる構造を形づくりながら促進されてきたのかを明らかにすることを本論文の課題として設定している。

第1章では、オープンスカイ政策に先行する市場開放政策の展開過程を考察し、1980年代半ばまで市場開放政策がメジャーの国際競争力の強化に直結しなかった理由を明らかにしている。第1節では、第二次大戦後の国際航空規制の枠組みおよびアメリカ政府の国際航空政策について概観し、次いで、1970年代後半からアメリカ政府が市場開放政策を推進し始めた経緯が詳述され、第2節では、市場開放政策の目的と手段の概説と合わせて、アメリカ政府が市場開放政策を展開しえた根拠が、「アメとムチ」アプローチといわれる交渉戦術を可能にした国内線市場の突出した規模の大きさにあったことが指摘される。第3節では、市場開放政策がメジャーの国際競争力の強化には直結しなかった理由は、当時のメジャーの国際競争力基盤の未確立に起因していたことが明らかにされている。

第2章では、メジャーが、国内規制撤廃後の国

内線市場の寡占的支配によって国際競争力基盤を確立し、そのことを主体的な条件として国際寡占企業に成長した経緯を明らかにしている。第1節では、国内規制撤廃後1980年代半ばまでに、メジャーは国内路線ネットワークの再編を通じて国内線市場の寡占的支配によって国内寡占企業となったことが明らかにされ、第2節では、国内寡占企業となったメジャーが国内路線ネットワークと接続するゲートウェイ・ハブの開発によって国際線市場における競争力を強化したことが明らかにされている。第3節では、メジャーは競争劣位となった先発フラッグキャリアからの国際線資産買収を契機として国際線市場に蓄積基盤を急速にシフトさせ国際寡占企業に成長を遂げたことが明らかにされている。

第3章では、国際寡占企業メジャーの国際線市場における競争優位の確立が諸外国の保護主義的な抵抗を招き、市場開放政策の限界を露呈させることになったことが示されている。第1節では、国際競争力をつけたメジャーはアメリカ国際線市場において外国航空輸送企業に対して競争優位を確立したこと、そしてここに至り市場開放政策の目的が実現されたことが論じられている。第2節では、メジャーのさらなる国際線市場シェアの拡大を図るために1990年代初頭に新たな自由化イニシアチブが推進されたが、互惠主義を原則とする既存の二国間枠組みの下、重要な交渉相手国であるヨーロッパ主要国政府の保護主義的な抵抗に直面することになった経緯が詳述され、第3節では、ダニエル・キャスパーの議論を援用しながら、二国間枠組みの下で進められてきた市場開放政策が自由化交渉を停滞させ、メジャーの蓄積基盤拡大を制限させることになることが示されている。加えて、その後の自由化政策の展開を解明するためには航空輸送企業間の国際提携の形成を射程に収めた考察が必要であるとして、次章以降において分析される課題が示されている。

第4章では、第3章で明らかにされた市場開放政策の限界をメジャーが国際提携の形成を通じていかに能動的に乗り越えてきたのかを示し、国際ネットワーク寡占企業の行動とその論理が明ら

かにされている。第1節では、国際提携の端緒であり基礎をなすコードシェアリングについて概説し、提携を開始する動機が二国間枠組みの制約を回避して相手国市場へのアクセスを拡大することにあつたことを示している。第2節では、具体的な国際提携の形成過程の考察を通して、ヨーロッパ航空輸送企業からアメリカ国内線市場へのアクセス拡大を目的として始まったメジャーとの国際提携が、同様の原理によって、メジャーからもヨーロッパ地域市場へのアクセス拡大を目的として実施された結果、アメリカとヨーロッパに展開されるそれぞれの路線ネットワークを構成要素とする国際的ハブ・アンド・スポーク構造の路線ネットワークが構築されてきたことを明らかにしている。本論文は、メジャーがこうした国際ネットワーク構造を担いながら市場支配力を強化するに至った段階をもって国際ネットワーク寡占企業へ転化したと定義している。合わせて、メジャーのもつアメリカ国内路線ネットワークは国際提携の不可欠な構成要素であり、それゆえ複数の国際提携がアメリカを基点として形成されることになったことが指摘されている。第3節では、国際提携の目的と形態および発展段階についての整理を踏まえ、国際ネットワーク寡占企業の具体的な展開過程としてのグローバルアライアンスの形成と集約化の動向について検証している。

第5章では、第4章で明らかにされたメジャーの国際寡占競争の形態が政府間関係に作用して協調的関係を生み出したこと、そしてそうした事態をアメリカ政府が政策的に総括して、第3章で示された市場開放政策の限界をオープンスカイ政策への再編によって克服したことが明らかにされている。第1節では、ドイツとのオープンスカイ協定の締結に至る経緯の考察によって、アメリカ政府が二国間枠組みによる国際航空自由化を推進してこられた理由がメジャーを軸として形成される国際提携を媒介とした政府間関係の変化にあつたことが明らかにされている。第2節では、オープンスカイ政策の目的と手段の検討を通じて、アメリカ政府がいかなる論理と政策手段に

基づいて自由化政策を再編したのかが明らかにされ、第3節では、アメリカ政府がオープンスカイ協定を諸外国に受け入れさせる主導性を発揮することができた根拠が反トラスト法適用除外を国際提携の拡大強化の条件として位置づけるようになったこと、それを可能にした条件がメジャーの蓄積基盤である国内線市場の寡占的支配に基礎づけられたものであつたことを明らかにし、オープンスカイ政策の意義を論じている。

第6章では、二国間枠組みの下での複数のメジャーの競合と対立について米英間市場を対象として分析し、個別メジャーの利益とメジャー全体の利益、ナショナル・インタレストの間に乖離が生じ、政策上の調整課題が存在することを明らかにしている。第1節では、1990年代の米英間市場の構造が形成される経緯およびメジャーをとりまく競争構造について詳述し、第2節では、米英間市場への参入をめぐるメジャー各社の利害対立がアメリカ政府の対英自由化交渉の推進を妨げることになった経緯の考察によって、複数のメジャーによる「市場を求めての競争」に伴って生じた政策課題を指摘している。第3節では、「市場における競争」において国際提携を通じて強化されるあるメジャーの競争力が他のメジャーに対する競争圧力となるだけでなく、提携相手の外国航空輸送企業の競争力強化にもつながっていることを指摘し、アメリカ政府が個別メジャーの利益とナショナル・インタレストとを同一のものとして総括することができない状況にあることが明らかにされている。

第7章では、二国間枠組みを超えて市場を拡大するグローバルアライアンス間の寡占競争の実態が考察され、国際ネットワーク寡占体制は完結した固定的な体制ではなく、産業再編によるさらなる寡占化を促す過程にあること、また二国間枠組みに代わる新たな国家間関係の枠組みの下でのオープンスカイ政策の展開が要請されていることを明らかにしている。第1節では、アメリカ運輸省の提出した「提携ネットワーク効果」概念を援用しながら、大西洋市場におけるグローバルアライアンス間の寡占競争の概観が示される。第2節では、グローバルアライア

ンスを通じた寡占化の実態およびそのことが産業再編を促す要因となっていることを考察している。第3節では、オープンスカイ政策の展開に新たな局面を生み出しているアメリカ-EU オープンスカイ協定の意義について検討を加え、さらにアメリカ国内線市場におけるメジャーの再編の動向についても言及しながら、国際ネットワーク寡占体制の動態について論じている。

最後の終章において本論文の意義と課題が示される。本論文の意義は、第一に、メジャーの発展段階を分析的に明らかにすることによって、メジャー各社がそれぞれのグローバルアライアンスの中軸的な位置を占め、寡占競争を主導する役割を果たしてきたことを明らかにしたこと、第二に、国際寡占競争におけるメジャーの独自な位置を示すことによって、アメリカ政府によって発揮されてきた政策イニシアチブの根拠を明らかにしたことである。第三の意義は、複数のメジャーの競合関係を分析することによって、オープンスカイ政策に内在する矛盾を明らかにし、産業再編を通じて集約化が進むグローバルアライアンスの寡占的支配の動向やオープンスカイ政策の新たな展開を通して形成される国際航空秩序について考察を進める手がかりを得たことであるとしている。

こうした意義を持つ本論文が先行研究に対して有するインプリケーションは、第一に、競争と政策を別個に考察してきた研究に対して、両者の関連を分析することによってはじめてアメリカの主導性の根拠と構造を理解できることを示したことであり、第二に、国内規制緩和と国際自由化を別個に考察する研究に対して、メジャーの発展過程を段階的に分析することによって、国内規制緩和とオープンスカイ政策の両方が国際ネットワーク寡占体制の形成にとって不可欠な要素であったことを明らかにし、両者を統合的に把握する視点を示したこととする。

最後に、本論文を踏まえて今後さらに研究を深めるべき点として以下の三つが課題として挙げられている。第一は、近年、アメリカのみならずEU やアジアにおいても著しい低コスト航空輸送

企業（LCC）の台頭を踏まえ、既存の大手ネットワークキャリアと新興のLCCとの競争実態と協調の可能性にまで考察を進めることである。第二は、本論文ではほぼ捨棄されているアジア市場についても分析を進め、この市場における企業間競争ならびに自由化政策を含めた国際ネットワーク寡占体制の検証を行うことである。第三の課題は、アメリカ主導の現代世界経済の支配構造の解明という長期的な研究課題を念頭において、本論文で得られた知見をサービス貿易自由化、ネットワーク産業における市場支配分析および国際公共政策といった分野の研究につなげていくことである。

<論文審査の結果の要旨>

松本俊哉氏の博士学位請求論文「国際ネットワーク寡占体制の構造と動態—アメリカ主導の国際航空自由化の現段階—」について、公開審査会を含む審査過程で明らかになった特徴点および独創点は、以下の通りである。

(1) 米国のオープンスカイ政策は、国際航空の自由化を主導するもので、今日の国際航空レジームの変容に大きな影響を与えているだけでなく、EU 域内の自由化にも影響を与え、21世紀以降の国際航空の自由化の潮流を大きく左右するものになっている。本論文は、このような世界の航空輸送産業の歴史的な転換点を視野に収めながら、米国のオープンスカイ政策によって形づくられる国際航空輸送の寡占競争体制の構造と動態という問題を、まことに時宜に合った形で分析していると評価することができる。

(2) 具体的な分析視点として、メジャーの主導する寡占競争の構造とアメリカ政府の主導する政府間関係の構造は相互に作用し合う重層的な関係を形成しているという理解に基づき、両者の相互作用の過程を重視して、詳細な分析が展開されている。結果として、①国際航空輸送企業の競争がメジャーの主導する国際提携を通じた路線ネットワークによる市場支配という形をとって展開されるようになった理由、②アメリカ政府が寡占的支配を促進するオープンスカイ政策を諸外国政府と

の関係を通して推進して行くことができた理由の双方について、一定の解明を行っている。

(3) このような分析課題と視角の設定は、従来の研究が、企業間の戦略と競争もしくは市場に関する分析が中心であったのに対して、企業間の寡占競争と米国政府が主導する政府間関係との相互作用に焦点をあて、系統的な分析を行っている点で本論文の大きな特徴点をなしている。このような政治経済学的な視点からの分析、とくに、国家を媒体にした国際的企業間競争の構造と動態についての分析は、先行研究に乏しいこともあり、学術的な貢献に資する価値あるものと評価できる。

(4) 次に、本論文の核となる分析概念である「国際ネットワーク寡占体制」についていえば、国際航空輸送産業に固有な概念や用語にも言及しながら定義を行っている点が大きな特徴である。具体的には、①フラッグキャリア政策、②市場開放政策、③オープンスカイ政策の3段階に位置づけ、これに対応する形で、寡占的競争、寡占的支配に表象される企業展開を、①フラッグキャリア、②国際寡占企業、③国際ネットワーク寡占企業、の3段階に位置づけており、それぞれについて詳細かつ多面的な検討を行なっている。

(5) 以上のように、1990年代以降の新たな市場支配と政府間関係をメジャーの競争力強化政策として総括したところに、オープンスカイ政策の意義を見出し、メジャー主体による寡占企業国際提携を戦略の高次段階として位置づけているのはユニークであり、先行研究にみられない特徴点といえる。

しかしながら、本論文の価値を減ずるものではないとはいえ、審査過程において、以下のような問題も同時に指摘された。

(1) 政策と企業の寡占競争を3段階で位置づけているが、自由化と競争政策の進展いかんによっては、3段階にとどまるものではない。オープンスカイを超越した段階も想定される。実態と経過に分析の対象が置かれている限り、この段階づけでよいが、包括的な分析の枠組みでは、仮説と条件の設定のもとで、3段階を超えた分析も、今後

の課題として求められる。

(2) 本研究は、米国のオープンスカイ政策に焦点をあてた分析であるとはいえ、今日の国際航空のレジームの変容を与え、国際自由化を推進するもう一つの陣営にEUの市場統合型自由化の推進があるので、これとの分析比較することが望まれる。今後は、比較分析を行うことによって、米国のオープンスカイ政策の特徴をより鮮明にし、多面的な考察できるように思われる。

(3) 寡占的競争、寡占的支配が、国家を媒体にした国際的企業間競争の結果として展開されるにしても、これらには経済的要因が作用している。分析の中心は、企業と政府との関連、政府間関係であるのでやむをえない点はあるが、今後は、寡占的競争、寡占的支配の経済的根拠について、先行研究にみられる「規模の経済性」「範囲の経済性」「コンテストビリティ理論」などの要因に関連づけて分析を行うことも望まれる。

しかしながら、以上の諸点は、松本俊哉氏の今後の一層の研究の積み重ねにより、克服されていくべき課題ではあるが、本論文の学術的意義を損なうものでないと判断される。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および11月30日に行われた公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とされる外国語一次資料および先行研究の文献を参照している点、またその成果が本論文に十分に生かされている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。なお、本研究テーマに関して5本の論文を公刊済みであり、早期修了が妥当であると判断した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：中 根 智 子
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2009年9月25日
学位論文の題名：

インド都市貧困層の子どものエンパワ
メント——コルカタ市スラムにおけるスト
リートチルドレン支援活動を事例に——

審 査 委 員：松下 冽（主査）
岡田 滋行
小澤 亘

＜論文内容の要旨＞

中根智子氏の課程博士学位申請論文「インド都市貧困層の子どものエンパワメント——コルカタ市スラムにおけるストリートチルドレン支援活動を事例に——」は、副題に見られるように、コルカタ市スラムにおけるストリートチルドレン支援活動の実態を長年にわたるフィールド調査による成果を基にしている。「途上国の貧しい子ども」問題を扱った研究がきわめて多いとはいえ、我が国では、コルカタ市を研究対象とした目的意識的な実態調査は極めて少ない。その意味で、本論文に取り入れられたこの問題の調査結果自体が、本研究テーマに関わる我が国の学会に一定の貢献を果たしている。加えて、本論文は、人権アプローチの歴史的・理論的変遷を踏まえた分析枠組みを提示し、また本論文の課題のかかわる国家と市民社会との関係のあり方をも検討したうえで、貧困層の子どもたちエンパワメントの可能性を実践的・理論的に提起している。こうして、本論文は、「インド都市貧困層の子ども」問題に対する明確な問題意識と着実な実態調査に裏づけられた意欲的な論文であり、開発および途上国に関連する重要な問題群の一学問領域に貢献するであろう。

本論文の構成および各章の概要は以下の通りである。

＜構成＞

はじめに

1章 開発における人権の主流化

1. 人権アプローチ登場までの流れ
2. 人権アプローチの課題と付加価値

小括

2章 人権アプローチの子ども支援への援用

1. 子ども観の変遷と子どもの権利
2. 子ども支援におけるアプローチの移行——ニーズ・ベースからライツ・ベースへ
3. 人権アプローチにおける子ども参加の重要性

- (1) 人権の原則・基準と子ども参加
- (2) 子どものエンパワメントと子ども参加
- (3) 社会変革の資源としての子ども参加

4. 子ども参加と人権アプローチの評価基準

小括

3章 インドにおける貧困問題と政府の履行責任

1. インドにおける貧困の概況
2. 貧困者間の格差と貧困の偏重——カースト・ジェンダー・地域
3. 貧困に直面している子どもの実態

- (1) 健康と子どもの生存・発達
- (2) 就学と子どもの参加
- (3) 児童労働と子どもの保護

4. 子どもの権利の実現をめぐる国家の履行責任

- (1) 国家の責任を履行するための体制とその課題
- (2) 初等教育の普及に関わる憲法改正と法整備

小括

4章 コルカタ市スラムの子ども支援

1. 西ベンガル州の社会・経済開発状況と貧困概況

2. コルカタ市スラムの起源と拡大の経緯

3. 事例1：政府主導によるローカル NGO と協働型エンパワメント

- (1) 中央政府スキーム IPSC によるストリートチルドレンの生活・就学支援
- (2) IPSC 識字教室とメインストリーム化の成果と課題

事例2：国際的私立学校による独立型エン

パワーメント

(3) 国際的私立小学校ロレートによるスト
リートチルドレンの生活・就学支援

(4) レインボープロジェクトの成果と課題—
被支援者から支援者へ

小括

おわりに— 子どもの権利の実現と慢性的貧困から
の脱却に向けて

〈各章の概要〉

「はじめに」において、本研究の問題意識、研究方法と視点、課題と目的、本研究の意義と既存研究における位置づけが以下のように示されている。第1に、本研究は子ども支援にたいする「人権アプローチ」の有効性を踏まえつつも、その限界を認識している。それゆえ、人権アプローチにおける子ども参加の位置づけを検討することを一つの目的にしている。具体的には、インド、とりわけコルカタの都市貧民地区に暮らす子どもを対象として、子ども支援の現状をナショナルレベルからローカルレベルまでにわたって多層的に考察する。この過程で、子どもの「参加型エンパワーメント」を実践的に分析しようとする。第2に、本研究の調査方法は文献・資料の検討と長期にわたるコルカタ市スラムでのフィールドワーク（2003年2月～2005年2月）との結合にある。第3に、途上国における貧困層の子どもに関する研究は多様であり（保健衛生・医療面での研究、教育学的研究、社会学的研究など）、研究蓄積も多い。本研究は、「貧困の当事者」として、また「権利主体としての子ども」が「子ども参加」を通じて、「子どものエンパワーメント」を実現していくプロセスを重視し、その実践的可能性を事例研究において検証した。

1章では、途上国における子ども支援に関する理論的考察として、開発と人権のそれぞれの歩みと交差、そして開発における人権の主流化を整理し、従来の開発議論の上に、「人権アプローチ」が加えることができる価値について検討している。すなわち、その価値とは、「人権アプローチ」が国際的

に合意を得た法的枠組みであること、権利保有者に対する国家の責務履行責任を明確にしていること、貧困削減に取り組めること、周辺化された人々だけでなくすべての市民や国家もエンパワーメントの対象にしていること、社会の権力関係に切り込む際の規範的前提となることなどである。

2章では、子ども観の変遷（「子ども期の発見」から「庇護されるべき客体」、そして「権利を保有する主体へ」と子どもの権利の歴史を整理し、子どもの人権固有の性質を踏まえた上で、子ども支援の領域で人権アプローチを採用する有効性と正当性について論じられている。加えて、子どもの権利の中でもとくに「参加」に注目し、人権アプローチによる子ども支援のステップごとに子ども参加の在り方を検討している。つまり、人権の原則に従って子どもの参加権を保障・実現するというだけでなく、「エンパワーメントの機会としての子ども参加」を活用し、かつ「子どもの権利を実現するための社会的環境整備」や「社会変革の資源としての子ども参加」を捉えている。

3章では、子どもの権利実現に対する第一義的責任を負っている国家の責任履行状況を考察している。インド憲法（1950年発布）で「努力義務」とされた初等教育の普及が、2002年によろやく「基本的権利」に格上げされた状況に見られるごとく、子どもの権利実現の歩みは極めて緩慢である。そこで、著者は、具体的には、インドの貧困問題、とりわけ貧困層の子どもが直面している諸課題（カースト、ジェンダー、地域的偏重に基づく健康、就学、児童労働などの諸側面）を明らかにした上で、インド政府による初等教育普及に向けたナショナルレベルでの取り組み（憲法改正や法的整備）について論じ、現時点での到達点と今後の課題を検討している。

4章は、コルカタ市のNGOなどによる貧困層の子ども支援をローカルレベルでの事例として取り上げ、人権アプローチによる子ども支援とエンパワーメントの実践を分析している。本章は、論文全体の中核的部分であり、著者による研究成果と独創性が最も端的に表れている章であるので、

若干詳細に紹介したい。

第1節では、西ベンガル州の社会・経済的開発状況と貧困の現状を、インド政府による各種の統計資料や報告書、文献をもとに把握している。西ベンガルは独立以前、比較的豊かな地域であったが、3度の印パ戦争の影響を受けて東パキスタン（現在のバングラディシュ）から多数の難民・移民が流入してきた。その結果、スラムの拡大・肥大化が起こり路上生活者の増大が見られた。他方、1970年代以降、西ベンガル州は左翼連合による安定的政権運営を経験し、出生率の低下や再分配型農地改革、地方分権化の推進など一定の成果をもつ歴史がある。しかし、もともと存在していた貧困や州外・国外からの流入ゆえに社会・経済指数では他の州に後れをとった。著者は、この点を政府統計資料と報告書を基礎に確認している（表20、21、22参照）。結局、西ベンガル州は経済発展の遅れがあるが、それ以上に社会・人間開発は低調で、貧困問題では深刻な地域の一つに数えられている。

第2節では、コルカタ（旧カルカッタ）市スラムの起源と拡大の歴史的経緯を考察している。1911年に首都がニューデリーへ遷都されるまで、コルカタは英領インドの首都として繁栄を続けた。海港としてのコルカタの地理的利便性、東インド会社の貿易・商品集積地としての機能、こうして商都コルカタは多くの労働者を惹きつけ（ジュート工場、鉄道や埠頭建設現場へ）、スラムの誕生・拡大を生み出した。同時に、本節はスラムの類型化（2種類のスラム：ブシュティーとスクウッター）と地域的特性（不可触民地域やヒンディー語圏出身者地域など）を抽出している点は優れている。

第3節では、中央政府スキームをローカルなNGOが実践する「協働型エンパワーメント」の事例を、第4節では独自資金によって「独創的な支援」を実施している国際的私立小学校による「独立型エンパワーメント」の事例を取り上げている。2事例とも著者によるフィールド調査に基づいている。

第3節の事例、中央政府スキームのIPSC

（Integrated Program for Street Children）は、ストリートチルドレンに対する包括的支援を目的としており、中央政府が設定した方針に従って、ローカルレベルのNGO（論文では、Humanity Association; Indian Rural Medical Associationなど）が支援を実践し、それを州政府が監督する仕組みになっている。IPSCは、国家が子どもの権利を実現するための重要な取り組みであり、人権を重視して設計されているが、実際の現場では多くの課題が残されていると著者は評価する。論文では、IPSCの識字教室を具体的に分析して、「子どもを権利保有者として見る視点」は、支援に関わる政府/NGO関係者に広く共有されてはならず、むしろ「保護と庇護の客体」と捉えていると論じている。

本論文は、第4節の事例を人権アプローチとの関係で高く評価している。国際的ネットワークを生かして独立の支援を行っているロレート学校シアルダ校による貧困層の支援は、授業料の免除だけでなく、レインボープロジェクトという独創的な取り組みによってストリートチルドレンのエンパワーメントに成功している。このプロジェクトは、校内にストリートチルドレンのための生活・就学支援教室を開設し、ストリートチルドレンと正規学生との相互エンパワーメント実現の成果を上げている。すなわち、このプロジェクトの独創的な点は、「発案から実行に至るまでのすべての過程を子ども中心に進めていること」、「ストリートチルドレン支援が目的でありながら、その受益者がストリートチルドレンに限られないこと」にある。また、「援助者—被援助者」関係が固定されていないことなど、人権アプローチ理論を豊富化できる多くの教訓を含んでいると本論文は論じている。

<論文審査の結果の要旨>

中根智子氏の課程博士学位申請論文「インド都市貧困層の子どものエンパワーメント——コルカタ市スラムにおけるストリートチルドレン支援活動を事例に——」について、公開審査会を含む審

査過程で明らかになった特徴および独創性は、以下の通りである。

〈論文の特徴および独創性〉

(1) 本論文の特徴は、まず、コルカタ市スラムにおけるストリートチルドレン支援活動の事例についてのフィールド調査にある。調査方法は、文献調査、参与観察、インタビューを主にしている。インタビューは路上生活者、スラム地区住民、NGO スタッフ、国連職員、中央政府役人などを対象としている。参与観察は子ども支援の現場にて、不定期の短期渡航（1998～2002年および2006～2008年）と長期滞在（2006～2008年）に行われた。本研究のような課題の考察には、研究対象への「一体化」と客観性の確保が不可欠であるが、この点で著者はある程度成功しているといえる。

(2) 第2に、研究のアプローチの特徴である。本論文は、途上国の貧困層の子どもの問題をインドおよびコルカタ市の社会経済的構造のなかに位置づけると同時に、人権及び開発の理論的動向の中に位置づける努力が行われており、上記フィールド調査の結果を分析する視点が明確にしている。この種の問題を扱う研究書には、単なる現状報告型の分析が少なからず見受けられる中で、本論文の上記の特徴は極めて適切な学問的姿勢であると評価できる。

(3) 本論文の中心的研究対象である「子ども」を主体的・動的に認識し把握する一貫したアプローチは本論文の基本的立場であり、際立った特徴である。すなわち、途上国の貧困層の子どもの「保護と庇護の客体」としてではなく、「貧困の当事者」、「子どもを権利保有者」と捉えていることである。この立場は、ある意味で、子どもの支援に関わる今日の世界的一つの傾向であるが、本論文の特徴は、この傾向を徹底させ、それ踏まえた上で、こども支援の取り組みをナショナルレベル、ローカルレベル、個人レベルにわたって考察している。このような論文はまだきわめて少ないなかで、本論文は「子ども問題」に関する今後の学術

的な発展に資する価値がある。

(4) コルカタ市スラムの子ども支援の具体的事例を、「政府主導によるローカルNGOと協働型エンパワメント」と国際的私立学校による「独立型エンパワメント」の典型的な2つの形態に区分して考察している点には本論文独自の創意も工夫が見られる。こうした類型化は、「エンパワメント」構成要素や内実を分析し、「子ども」支援の具体的な方策をあらゆるレベルで検討する際の重要な示唆を提供している点でも先行研究には見られない特徴であり、貢献である。

本論文の特徴と独創性に対する評価については、審査委員より、審査過程において、以下のような評価と問題点を含む所見が委員から指摘された。

論文の事例研究全体を評価したコメントがなされた上で、研究対象として西ベンガル州を選んだことの利点が指摘された。特に、論文でも論じられているが、西ベンガル州の歴史的位置づけを考える際に左翼政権の問題、印パ戦争による社会的影響が極めて重要であること述べられた。また、3章の「カースト・ジェンダー・地域」が4章にどの様に生かされているのかという指摘された。これに対しては、著者は「マスとしての子どもでなく」、「子どもの多様性」に焦点を当てたと回答した。また、インドにおける子どもの人権に関して、この問題の「深刻さ」について詳細を求めたのに対し、著者は中央政府の成長戦略と州レベルの貧困克服の連携性の視点から補足説明を行った。

審査過程において、次の所見が出された。

第1に、オリジナリティに関して、4章の事例研究にオリジナリティがあることをより明瞭にすべきである。本論文は、この点だけでも学術的に一定の貢献がある。

第2に、本論文は人権アプローチを高く評価するが、このアプローチは「万能ではない」。また、人権アプローチの議論が4章の事例ではどのように反映され、処理されているのか。

第3に、「子ども参加」問題をエンパワーメントの視点から扱った論文は我が国では初めての紹介ではないか。さらに、この視点を深く展開させる必要がある。

第4に、二つの事例から構想される「戦略」は如何なるものか。今後の課題である。

第5に、事例研究で扱ったストリートチルドレンは「参加」の後にどの様になっていったのか。その変化のプロセスについての分析が必要であろう。

以上の質問を含めたコメントは、本論文の価値を減ずるものではなく、中根氏の今後の研究の一層の積み重ねにより克服され、発展させられると判断される。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、論文内容および1月15日に行われた公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、本研究に必要とれている外国語一次資料および先行研究の文献を参照している点、またその成果が本論文に十分生かされている点からして、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断する。